

親鸞における愚禿の名告について

日 野 振 作

と、その縁由が記されている。

しかるに、この「化身土文類」後序の「愚禿」「非僧非俗」の語について、本願寺第三代の覚如は『御伝鈔』（真聖全三・六四八頁）に、先の後序の文を引用し、さらに法然（藤井元彦）と親鸞（藤井善信）の俗名及び配所などを記してのち、

皇帝 諱守成号「佐渡院」 聖代建曆辛未歲子月中旬第七日、岡崎中納言範光卿をもて、勅免。このとき聖人右のごとく禿の字をかきて奏聞したまふに、陛下勅感をくだし、侍臣おほきに褒美す。勅免ありといへども、かしこに化を施さんがために、なをしばらく在国したまひけり。

と言ひ、また『改邪鈔』（直聖全三・六七頁）に、

つねの御持言には、われはこれ賀古の教信沙弥の定なりと云々。しかれば絆を専修念仏停廢のときの左遷の勅宜によせましまして、御位署には愚禿の字をのせらる。これすなはち僧にあらず俗にあらざる儀を表して教信沙弥のごとくなるべしと云々。と述べ、また存覚作と伝える『正源明義鈔』には、

浄土真宗の開祖である親鸞は、承元元年（一二〇七）二月、法然とその門弟数名が死罪や流罪となった「承元の法難」（親鸞三五歳）以後、自らを「愚禿」と名告り、「非僧非俗」と宣言している。

すなわち、その著『教行信証』『化身土文類』（真聖全二・二〇一頁）の後序に、

主上・臣下、背_レ法違_レ義、成_レ忿結怨。因_レ茲、真宗興隆大祖源空法師、并門徒数輩、不_レ考_二罪科_一、狠坐_二死罪_一。或改_二僧儀_一、賜_二姓名_一。処_二遠流_一、予其一也。爾者已非_二僧非_一俗、是故以_二禿字_一為_二姓_一。空師并弟子等、坐_二諸方辺州_一、經_二五年居諸_一。

と述べ、また『歎異抄』（真聖全二・七九五頁）には末尾に、親鸞改_二僧儀_一、賜_二俗名_一、仍非_二僧非_一俗、然間以_二禿字_一為_二姓_一被_レ經_二奏聞_一了。彼御申状、于_レ今外記序に納ると云々。流罪以後、愚禿親鸞令_レ書給也。

親鸞における愚禿の名告について（日野）

配所にも御髪おろさず。しかれば禿（かぶろ）の御形ちなりければ、愚禿親鸞ともなのりおはす。

とあり、さらに良空の『親鸞聖人正統伝』（真宗全書・三六八頁）には、

流罪の節より、有髮禿の如くにてましませば、愚禿と名のりたまへり。亦御名をも親鸞と改めたまふ。

と言つて、流罪のときから親鸞と名を改めたと記している。

これらの解釈を総合すると、親鸞の「愚禿」の名告りと「非僧非俗」の宣言は、

奈良の興福寺の学徒と政府官僚らは、真宗興隆の大祖・法然をはじめその仲間を、その罪科を考へることなく死罪にしたり、あるいは還俗させて流罪に処したりした。親鸞もこの「承元の法難」によつて、藤井善信（よしざね）の俗名を与えられ遠流となつたので、その時から自らを「愚禿」と名告つた。それは、親鸞はたしかに国家が認める僧ではなくなつたが（非僧）、しかし配所では、剃髪しているわけではないが、俗人のように髪を長くのばさず結髪しないであつたからである（禿）。それはちょうど、賀古の教信沙弥が肉食妻帯をし、村人の荷物運びをしながら念仏行を実践したのにならつて、親鸞もあくまで衣をつけ、経を誦して日々の生活を送つていたから単なる俗人ではない（非俗）。

という説明にならうか。しかしながら、ここには親鸞が自ら「愚禿」と名告り、「非僧非俗」の立場となつた契機は語られていても、その内面性にまでは触れていない。

あるいは、この「愚禿親鸞」の名告りを真の仏弟子（僧）であるとの自負ととらえ、また「非僧非俗」を国家権力及び律令仏教への訣別と自由独立の宣言などと、積極的に評価する社会学者もあるが、これとて親鸞の内奥をすべて見通したものとは言い難い。

すなわち親鸞には先の後序の文のほか、「真仏土文類」（真聖全二・八〇頁）では、

誠知、悲哉、愚禿鸞、沈没於愛欲広海、迷惑於名利太山、不喜入定聚之數、不快近眞証之証、可恥可傷矣。

と自己の姿を絶対否定するともに、『浄土文類聚鈔』では「慶哉、愚禿仰惟、樹心弘誓仏地、流情難思法海。」（真聖全二・四四七頁）と如来の救済を絶対肯定する。ここに親鸞においては、愚禿の悲嘆がそのまま入正定聚の慶びに転ぜられているのである。

この親鸞の「愚禿」の名告と「非僧非俗」の宣言については、近代にいたるまで種々に論議を呼び解釈がなされてきた。ここでは、その自称の歴史的背景並びに思想的内景について、親鸞の自名の変遷をも考察しつつ祖意を窺いたい。

二

親鸞が名告つた「愚禿」の出拠については、これまですでに指摘されているように、北本『涅槃経』卷三に「破戒不

護^レ法者、名^ニ禿居士。」(大正蔵二・三八三頁) などとあるが、親鸞とは同時代の無住(一二二六～一三二二)が『沙石集』巻四の「二、上人子持たる事」(日本古典文学大系八五・一八六頁)において、

『涅槃經』には「我滅後に、飢餓の為に出家し、戒行を持つものあるべし。是を意樂損害の者とす」といへり。解脱の為にあらず。是は猶人天有漏の善也。破戒無漸なるを、禿居士とも云、袈裟をきたる賊とも云へり。はづかしかるべし。

と述べているように、当時は『涅槃經』にいう「戒を破り、仏法を護らぬ姿・形ばかりの僧侶」いわゆる禿居士が横行していたのであろう。

しかしながら、この「愚禿」の出拠を遠く『涅槃經』にみなくとも、近くは伝教大師最澄の「入山発願文」に「愚中極愚 狂中極狂 塵禿有情 底下最澄」(大正蔵七四・一三五頁)と言ひ、日本浄土教の祖・源信は『往生要集』の序に「如^レ予頑魯之者豈敢矣。」(真聖全一・七二九頁)と述べ、また親鸞の恩師・法然は自らを「愚痴の法然房」と称していて、けっして親鸞だけが「愚禿」の自覚を吐露したのではない。

なお、親鸞が信頼を寄せた聖覚(唯信鈔)の著者)が、『十六門記』に「愚禿此篇を記するに、身の毛ために堅ちて双眼に涙を浮ぶ。」(法然上人伝全集・八〇三頁)と告白しているが、直接的にはこの聖覚の言葉が、親鸞に大きな影響を与えたと

いうことは想像に難くない(但し、この『十六門記』の作者については疑義がある。宮崎圓達氏『親鸞の研究 上』二三頁)。いずれにしても、親鸞は「承元の法難」を契機にして、そのような禿居士に同じという自覚と反省のもとに、自らを「愚禿」と名告ったと思われる。

また、「非僧非俗」の出典については、大原性実氏(『業に生きて業を越える』二一〇頁)や、灘本愛慈氏(『愚禿鈔要義』六八頁)が紹介しているように、唐の白樂天の『白氏文集』第三一卷・「池上閒吟」の一首にある、「非^レ莊非^レ宅非^レ蘭若^一 竹樹池亭十畝余 非^レ道非^レ僧非^レ俗吏^一……」からの引用であろうと考えられる(白樂天の引用は「信文類」にも見られる)。

三

ところで親鸞は、その生涯において何度か改名している。

従来、親鸞の幼名としては松若丸・十八公丸・鶴充丸などが挙げられているが、その多くは近世の説であって、中世から現われるのは松若丸と言われる。そして『御伝鈔』(真聖全三・六三九頁)によれば、親鸞は九歳の春の頃、伯父の範綱卿に連れられて慈円のもとを尋ね、出家得度してからは範宴少納言と号したという。

しかしその後、親鸞は比叡山をおりて六角堂に百カ日の参籠をし、聖徳太子の夢告に従って東山吉水の地で専修念仏の

親鸞における愚禿の名告について（日 野）

教えを説いていた法然の門下に入る。それは建仁元年（一二〇一）の春で、親鸞二九歳のときのことであるが、そのことは妻の恵信尼が末娘の覚信尼に宛てた書状（真聖全五・一〇四頁）に詳しい。

なお、法然のもとで親鸞が綽空と名告っていたことは、元久元年（一二〇四、親鸞三二歳）十一月七日、法然が比叡山に提出した「七箇条制誠」の終りに「僧綽空」の署名があること、また「化身土文類」の後序（真聖全二・二〇二頁）によれば、翌元久二年には法然が『選択集』の書写を許し、その内題に「綽空と空の字を書いたことなどが記されており、さらに同年七月二十九日、法然が書いた真影の銘文について、

又依夢告、改綽空字、同日以御筆令書名之字畢。

と述べ、夢告によって改名したと記している。しかし、このとき誰からのどんな夢告によって、何と改名したかは記されていない。すなわち存覚の『六要鈔』によれば、「後入真門黒谷門下、其名綽空、仮実相兼。而依聖徳太子告命、改曰善信。」（真聖全三・二〇六頁）とあって、聖徳太子の夢告によって善信と改名したと記している。

この善信と改名する契機となった聖徳太子の夢告とは、『御伝鈔』の第三段（真聖全三・六四〇頁）によれば、建仁三年（一二〇三、親鸞三十一歳）四月五日の夜寅の時に「行者宿報設女犯……」の偈を示し、さらに「救世菩薩、善信にのた

まはく、これはこれわが誓願なり。善信この誓願の旨趣を宣説して、一切群生にきかしむべしと云々」とあるが、これは高田派本山専修寺にある真仏書写の「親鸞夢記」と内容が一致するもので、これは親鸞の在世中から門弟の間に知られていたものであった。

また真仏の「親鸞夢記」によると、親鸞は建久二年（一一九一、親鸞十九歳）に磯長で靈告を受けたという。すなわち、

建久二歳辛亥の暮秋仲旬第四日夜

聖徳太子善信命言

我三尊化塵沙界

日域大乘相應地

諦聴諦聴我教命

汝命根応十余歳

命終速入清浄土

善信善信真菩薩

とあるが、いずれも善信という名は共通している。

その後、親鸞は「承元の法難」を契機に自らを「愚禿」と名告り、良空の『親鸞聖人正統伝』によれば、このときから親鸞と名告ったという。

四

次に親鸞の自称について、その著書の撰号や消息の署名などを考察してみると、

◎著書の撰号または奥書

『教行信証』

愚禿釈親鸞集（五十〜七十歳頃）

『浄土和讃』

愚禿親鸞作（七六歳）

『高僧和讃』

愚禿親鸞作（七六歳）

『愚禿鈔』

愚禿親鸞（八三歳）

『皇太子聖徳奉讃』

愚禿善信作（八三歳）

『浄土文類聚鈔』

愚禿釈親鸞集（八三歳）

『三経往生文類』

愚禿親鸞（略本八三歳、広本八五歳）

『尊号真像銘文』

愚禿親鸞（略本八三歳、広本八六歳）

『如来二種廻向文』

無記名（八四歳）

『入出二門偈』

愚禿親鸞作・愚禿釈親鸞作（八四歳）

『一念多念文意』

愚禿親鸞（八五歳）

『唯信鈔文意』

愚禿親鸞（八五歳）

『弥陀如来名号徳』

愚禿親鸞（八五歳）

『正像末和讃』

愚禿善信集（八六歳）

◎『末灯鈔』の署名（他は殆ど親鸞で年月記入なし）

○建長三年九月二十日

愚禿親鸞（七九歳）

○建長四年二月二十四日

無記名（七九歳）

○建長七年十月三日

愚禿親鸞（八三歳）

○正嘉元年十月十日

親鸞（八五歳）

○正嘉二年十二月十四日

愚禿親鸞（八六歳）

○文応元年十一月十三日

善信（八八歳）

まづ善信が身には、臨終の善悪をばまふさず……

（真聖全二・六六四頁）

○弘長二年（？）十一月十二日 ぜんしん（九十歳）

親鸞における愚禿の名告について（日 野）

「私たちの人々の御中へ」（親鸞の遺言状とも目される）

○年月不明

善信をやうやうにそしりさふらひしかば、……

（真聖全二・六八八頁）

◎『歎異抄』の自稱

○親鸞におきては、ただ念仏して弥陀にたすけられまひらすべしと、よきひとのおほせをかふりて信ずるほかに別の子細なきなり……（真聖全二・七七四頁）

○親鸞は、父母の孝養のためとて、一返にても念仏まふしたることいまださふらはず……（真聖全二・七七六頁）

○善信が信心も聖人の御信心もひとつなり……聖人の御信心に善信房の信心ひとつにはあるべきぞ、とさふらひければ……（真聖全二・七九〇）

◎恵信尼文書の呼び方

○善信の御房、寛喜三年四月十四日午の時ばかりより……

（真聖全五・一〇二）

○あれこそ善信の御房よと申と覚えて……（真聖全五・一〇五）

などとなっている。

ここで特に注意されることは、『正像末和讃』には初めに「愚禿善信集」とあり、次に「皇太子聖徳奉讃」には「愚禿善信作」とあり、さらに「愚禿悲歎述懐」の末には「已上十六首、これは愚禿がかなしみなげきにして述懐としたり」

親鸞における愚禿の名告について（日野）

（真聖全二・五二九頁）と言い、そのすぐ後に「釈親鸞書」之と結んでいる。また自然法爾章の前には「親鸞八十八歳御筆」（真聖全二・五三〇頁）とあるが、これはもと「親鸞八十八歳」の署名であったものと考えられ、「御筆」は後世の者の追加であらう。

以上のことから、親鸞はその著書において、聖徳太子に関するものには因縁の深い善信という自称を用いているが、他はすべて愚禿（釈）親鸞の字を用いている。また妻の恵信尼の手紙の中では善信のみであり、さらに消息においては親鸞がほとんどであるが、晩年の消息には善信が使われていることが知られる。すなわち親鸞は、対社会的には「承元の法難」を契機に宣言した「愚禿」を、その生涯にわたって名告りつづけたと言える。

五

では親鸞が生涯にわたって用いた「愚禿」とは、どのような意味・内容を持つものであったろうか。存覚は『六要鈔』（真聖全二・二〇五頁）に『教行信証』の撰号を、

言「愚禿」者、愚是慙（しょう）也、対智対賢。聖人之徳智也賢也、実非愚慙。今言愚者、是卑謙詞。禿稱為姓。

と解釈し、愚は慙すなわちへおるか」という意味ではあるが、いまは卑謙（謙遜）の語であると説明している。さらに

存覚は『欺徳文』（真聖全三・六六二頁）に、

又有題「愚禿鈔」之選、同為述自解義之記。彼文（卷上）云。

「聞賢者信、顯愚禿心。賢者信内賢外愚也、愚禿心内愚外賢也」

云云。此釈仮卑謙之言辭、其理存翻對之意趣。内雖備宏智之

徳、痛街名於傾才道人之聞、外只現至愚之相、欲俾身於田夫野

叟之類。是則竊示末世凡夫之行狀、専表下根往生之實機者哉。

と述べ、この「愚禿」とは単なる卑謙ではなく、親鸞自らが末世の凡夫の相状を示し、阿弥陀仏の正機がどこにあるかを教えているものと解釈した。

この後、末徒は祖意を窺うて義を設くるもの多く、僧鐸が『愚禿鈔温故録』に四義を出だすを嚆矢とし、道隱にいたっては同『知新録』に十義を挙げる（「愚禿」の語意その他などは、龍谷大学編『仏教大辞彙』第二巻・八五三頁以下に詳しい）。

紙数により結論を急げば、「承元の法難」に遭遇した事縁により、親鸞は「非僧非俗」を宣言し、その後生涯にわたり自ら卑謙して「愚禿」と名告った。しかし、それはおのずから後の者に対しては、末世の愚痴蒙昧の凡夫の行状を示して出離の要期なきを信知せしめるとともに、「浄土三部経」に説く往生の実機を明示して、まさに弥陀法の深重の仏恩を仰信すべきを勧誡するものであった。（註記略）

△キーワード▽ 親鸞、承元の法難、愚禿、非僧非俗

（龍谷大学講師）